

東京における都市計画道路の整備方針（仮称）

— 中間のまとめ —

＜概要版＞

東京都、特別区及び26市2町は、都市計画道路の整備を計画的かつ効率的に進めるため、おおむね10年間で優先的に整備すべき路線を定めた「都市計画道路の整備方針（事業化計画）」を過去4回にわたり策定し、事業の推進に努めてきました。

現行の「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」の計画期間が令和7年度までとなっていることから、コロナ禍を経た道路に対するニーズや気候危機の深刻化などの社会情勢の変化を踏まえるとともに、東京が目指すべき将来像を実現するため、新たな「東京における都市計画道路の整備方針」の策定に向けた調査検討を進めています。

2050年代の東京のビジョンである「成長」と「成熟」が両立した「世界で一番の都市・東京」を実現していくため、この度、東京の都市計画道路が果たすべき役割及び都市計画道路の整備の基本的な方向性を示した「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）中間のまとめ」を取りまとめました。

今後、さらに東京都、特別区及び26市2町が協働で検討を進め、令和7年度中に新たな「東京における都市計画道路の整備方針」を策定する予定です。

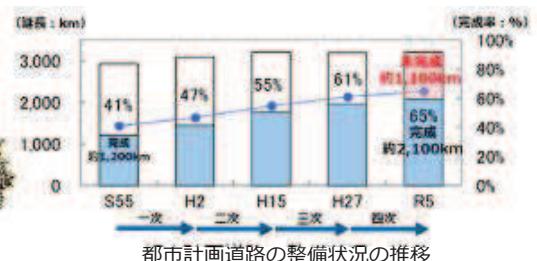
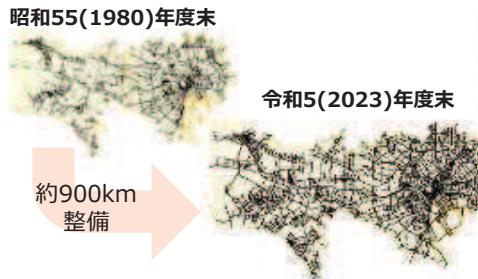
皆様からの「中間のまとめ」に対する御意見・御提案をお待ちしております。



東京の都市計画道路の現状

東京の都市計画道路延長は約3,200km

約半世紀で約900kmが整備され、約2,100km (65%) が完成 (令和5年度末時点)



都市計画道路の整備を通じて、渋滞の緩和、緊急輸送道路の機能強化、安全な歩行者空間の確保、市街地の活性化など、幅広い整備効果が発現している一方で、事業期間の長期化や長期未着手路線の残存といった現状もあります。

道路整備の「基本理念」及び「基本目標」

東京を取り巻く社会情勢の変化、東京の道路を取り巻く課題及び上位計画における東京の将来像を踏まえた今後の道路整備の視点から道路整備の「基本理念」及び「基本目標」を設定しました。

東京を取り巻く社会情勢の変化

- ・激化する国際競争
- ・時代に合わせた道路空間の利活用
- ・気候危機の深刻化
- ・人口減少と少子高齢化
- ・首都直下地震の脅威
- ・物流需要の増加
- ・ポストコロナ
- ・技術革新の進展

東京の道路を取り巻く課題

- ・道路交通 (交通渋滞の解消、公共交通空白地域の解消など)
- ・都市強靭化 (緊急輸送道路の拡充・強化、延焼遮断帯の形成など)
- ・安全な生活 (歩行者、自転車等の安全な通行空間の確保など)
- ・都市環境 (脱炭素化への貢献など)

上位計画における東京の将来像

2050東京戦略

(ダイバーシティ・スマートシティ・セーフシティ)

都市づくりのグランドデザイン

(広域的なレベルの都市構造・地域的なレベルの都市構造)

これまでの道路整備の視点

国際競争力の強化

防災都市の実現

質の高い生活の実現

強化する道路整備の主な視点

都市の強靭化

- 防災拠点等へのアクセス強化
- 浸水リスクへの対応

など

住民の安全性向上

- 子ども、高齢者等の安全性向上
- 道路のバリアフリー化

など

新たな道路整備の主な視点

地域特性に応じたインフラ整備

- 地域に応じた災害リスクへの対応
- 地域特性に即した地域公共交通の充実 など

魅力的な歩行者空間の創出

- ウォーカブルな道路空間の創出
- 緑豊かで魅力的な道路空間の創出 など

■基本理念

都市計画道路ネットワークを形成・充実し、
次世代を見据えた円滑な自動車交通と良質な歩行者空間が共存した都市を実現

■基本目標

基本目標1 都市 の強靭化

…防災・輸送…

広域的な視点

- 緊急輸送道路の拡充・強化
- 防災拠点等へのアクセス強化
- 都県境ネットワークの充実

地域的な視点

- 安全な避難路の確保
- 浸水リスクへの対応

広域的・地域的な視点

- 市街地火災の延焼防止
- リダンダンシーの確保



基本目標2 人やモノの自由な移動

…活力・競争力…

広域的な視点

- 都市構造の骨格となる道路ネットワークの形成
- 暮らしを支える地域公共交通の充実

地域的な視点

■暮らしを支える地域公共交通の充実



地域的な視点

- 集約型の持続可能なまちづくり
- 子どもや高齢者等の安全性向上
- 道路のバリアフリー化

広域的・地域的な視点

- 生活道路への通過交通流入の抑制
- ウォーカブルな道路空間の創出



地域的な視点

■良好なまちなみ・景観の形成

広域的・地域的な視点

■脱炭素化への貢献

■緑豊かで魅力的な道路空間の創出

■緑と水のネットワークの形成 など



基本目標3 安全で快適な道路空間の創出

…憩い・にぎわい…

基本目標4 都市環境の向上

…景観・緑…

整備方針に定める基本的事項及び策定手順

2050年代の東京の姿を見据え、事業の長期化等を考慮し、計画期間を15年間と定め、都市計画道路の整備に関する「基本理念」及び「基本目標」の実現に向け、「都市計画道路の必要性の検証」、「優先整備路線の選定」と「道路空間のリメイクの検討」に取り組んでいきます。なお、社会情勢の変化等に対応するため、計画期間内の中間年次において必要な検証を行っていきます。



都市計画道路の必要性の検証

都全域（広域）に関わる項目は都一律の考え方で東京都が検証し、地域に関わる項目は地域の実情を踏まえて各区市町で検証します。

基本目標



都全域に
関わる
検証項目

- 必要性の検証項目
- 1 骨格幹線道路網の形成
 - 2 交通処理機能の確保
 - 3 物流ネットワークの形成
 - 4 広域的な災害対応機能の強化
 - 5 延焼遮断機能の向上
 - 6 持続可能な地域公共交通等の実現
 - 7 つながり・まとまる緑豊かな空間の創出
 - 8 あらゆる災害に対する地域の防災力向上
 - 9 命を守る道路ネットワークの形成
 - 10 地域の魅力的な拠点の形成



地域に
関わる
検証項目



優先整備路線の選定

今後15年間で優先的に整備すべき路線※（優先整備路線）を選定するため、六つの選定項目を設定し、整備効果等を考慮しながら選定します。

優先整備路線の選定項目

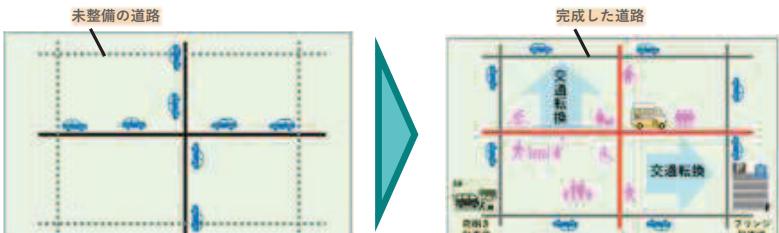
- 1 骨格幹線道路網の形成
- 2 首都東京の強靭化
- 3 スムーズな道路網の形成
- 4 誰もが安全に暮らせるまちづくり
- 5 國際競争力の強化
- 6 持続可能な地域のまちづくりへの貢献

※優先的に整備すべき路線：優先的に事業に着手する路線のこと
注）各項目に示した番号は検証や優先順位を示すものではありません

道路空間のリメイクの検討

道路空間のリメイクとは、道路ネットワークの形成が進んでいる地域において、回遊性や滞在の快適性などの多様化するニーズなどに応じ、道路の幅員構成を見直すことで、ゆとりやにぎわい等の新たな付加価値を生み出す取組です。こうした取組を都内に幅広く展開するため、完成済みの都市計画道路等を対象として、広域的・地域的な視点でリメイク候補路線を検討します。

道路空間のリメイクイメージ



広域的な視点

東京の国際的なプレゼンスを高める観点から、国内外の多様な人材が集い、交流、滞在する地域において、リメイク候補路線を検討

地域的な視点

地域の特性、課題及びニーズに応じ、にぎわい等を生み出す観点から、地域の拠点となる駅前商業地などにおいて、リメイク候補路線を検討

東京都、特別区及び26市2町で構成される「策定検討会議」や学識経験者で構成する「専門アドバイザー委員会」などでの検討結果や、皆様からの御意見などを踏まえ、引き続き、「東京における都市計画道路の整備方針」を策定いたします。

「東京における都市計画道路の整備方針（仮称） 中間のまとめ」公表



都市計画道路の必要性の検証

皆様からの御意見を踏まえ、検討した上で、検証項目についてまとめ、都市計画道路の必要性の検証を行います。

優先整備路線の選定

皆様からの御意見を踏まえ、検討した上で、選定の考え方をまとめ、都と区市町との適切な役割分担の下、優先整備路線を選定します。

道路空間のリメイク候補路線の検討

皆様からの御意見を踏まえ、検討した上で、考え方をまとめ、都と区市町との適切な役割分担の下、リメイク候補路線を検討します。

その他

現在決定されている都市計画道路の計画上の課題（検討を要する路線）や、新たに検討する都市計画道路など、都市計画道路の整備に関する様々な検討も行います。



「東京における都市計画道路の整備方針」 策定

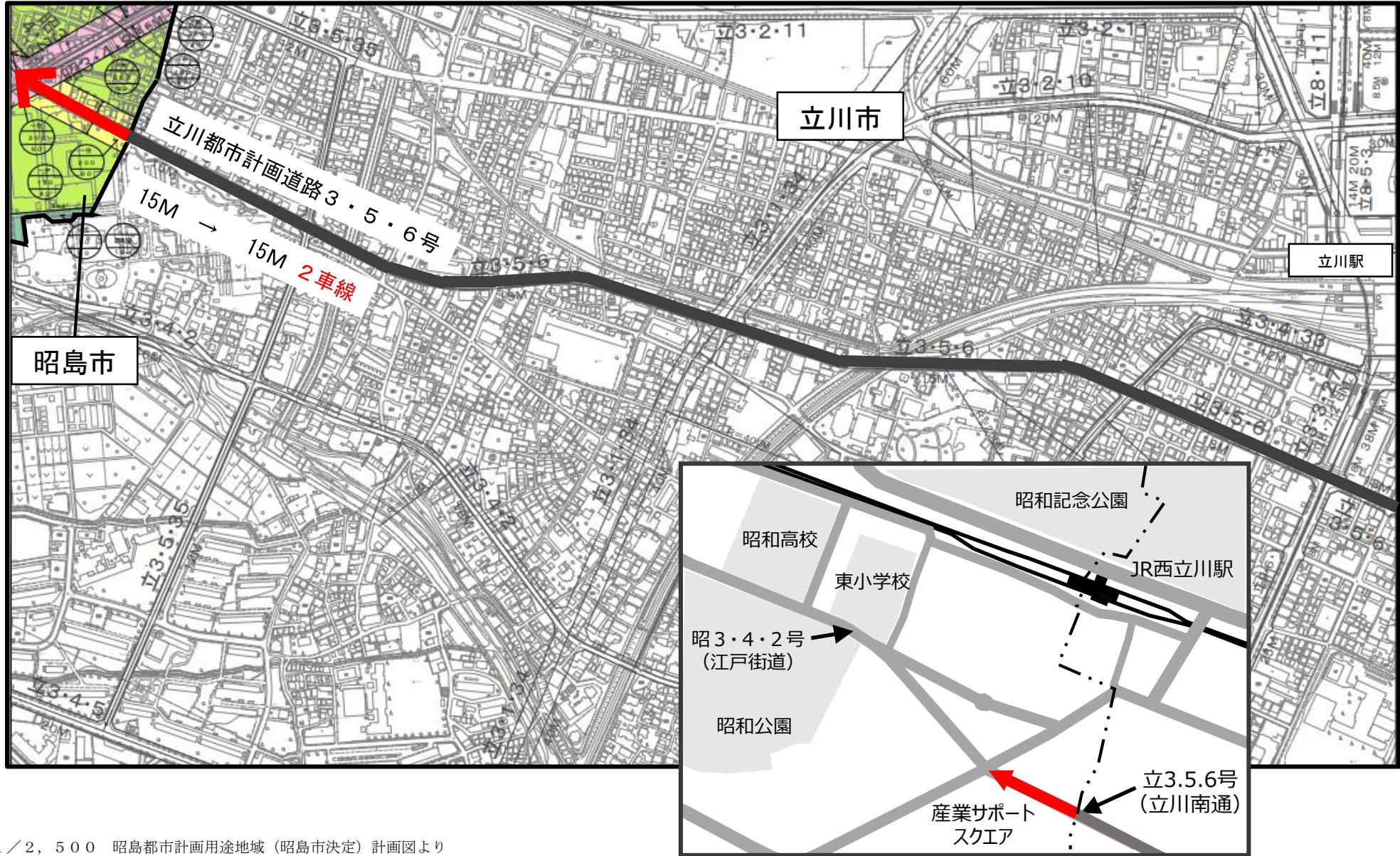
皆様の御意見・御提案をお待ちしております。

- お寄せいただいた御意見・御提案は、整備方針策定のための参考とさせていただきます。
- 頂いた御意見等について、ホームページなどで公表させていただく場合がありますが、原文は公表いたしません。また、個人を特定した誹謗・中傷であると判断される御意見等については公表いたしません。
- 締切りは、令和7年8月29日（金曜日）です。（郵送は当日消印有効）
- 御意見等は、窓口、郵送、FAX、メール及び東京都HPのフォームメールにてお受けいたします。
 - 窓口・郵送 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
東京都庁 東京都都市整備局都市基盤部街路計画課
 - FAX 03-5388-1354
 - メール S0000179@section.metro.tokyo.jp
- 詳しくは、下記URLまたはQRコードから東京都HPを御覧ください。
https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kotsu_butsuryu/doromou/keikaku_doro/keikaku_doro/seibihoushin_matome



都民の皆様の御意見

立川都市計画道路3・5・6号の変更について



昭島市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について

玉川上水南側地区地区計画については、令和7年4月10日に開催した本審議会においてご審議頂き、同年4月22日に都市計画決定を行いました。

これを受け、法的拘束力を持たせ、より一層の実効性を高めるために昭島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を同年6月30日（罰則部分は同年8月1日）に施行しました。

○ 主な改正内容

①地区整備計画区域として「玉川上水南側地区地区整備計画区域」を追加

- ・用途の制限
- ・敷地面積の最低限度
- ・壁面の位置の制限
- ・高さの最高限度

②都市緑地法第20条第1項の規定に基づき、緑地の保全のための制限について規定

- ・行為の制限
- ・適用除外
- ・原状回復命令
- ・報告及び立入検査
- ・罰則（30万円以下の罰金刑）

③建築物に関する制限に係る罰金の上限額の引き上げ

* 上限額 20万円→50万円

○ その他

条例の施行に合わせ、昭島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則についても、緑地の保全のための制限に係る許可申請及び適用除外の手続きを定め、様式を整備するなどの改正を行いました。